

令和3年

第4回 教育委員会会議録

あさぎり町教育委員会

令和3年3月24日(水)

令和3年 第4回 あさぎり町教育委員会会議録（要旨）

日 時	令和3年3月24日（水） 午後2時55分	
場 所	あさぎり町役場本庁舎 2階大会議室	
出席委員	澤田光徳 矢野幸代 中村麻有 伊勢啓史朗	
欠席委員		
事務局職員	教育長 米良隆夫 教育課長補佐 山口宏子 指導主事 小園貴寛 教育課主幹 那須照正 教育課参事 福田佳奈 教育課参事 杉下 奨	教育課長 出田 茂 給食センター所長 藤本安則 教育審議員 窪田龍記 教育課主幹 坂本幸治 教育課参事 高田由佳
傍聴人	なし	
会議録署名委員	矢野幸代	

《開会 午後2時55分》

1 開 会

○**出田課長** 時間前ございますが会を開かせていただきます。それでは、ご起立をお願いいたします。礼。御着席ください。教育委員の定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回教育委員会議を開催いたします。本日の会議日程は御手元のとおりでございます。

2 教育長挨拶

○**出田課長** 教育長挨拶。教育長挨拶をお願いいたします。

○**米良教育長** はい。失礼します。教育委員の皆様こんにちは。今日は大変お忙しい中に御臨席いただきまして誠にありがとうございます。後からも少し申し上げたいと思っておりますが、本年度の卒業式、中学校小学校、無事終わることが出来ました。本当に満開の桜のもとでの卒業式ということで、送る側が送られる側もですね、きちんとしたすばらしい気持ちで式を行ったのではないかというふうに思っております。子供たちの凛々しい姿を見ることが出来ました。本当に教育委員さんにありがとうございます。それから、新聞でちょっと町内出身の今熊本市のほうに在学しております、高校生の新型コロナウイルス感染症の報道が出ておりましたが、今日の新聞では陰性だったということでほんとに一安心しておるところです。このまま本当に発生しないようにですね、心掛けていきたいというふうに思っております。それから話は変わりますが、澤田委員には、この前の新聞で見たんですがシニアのゴルフ大会で非常にこう頑張っておるところを見せていただきました。これも町全体の活性化につながっていくのかなあというふうに思っております。本当にお疲れさまでした。今日も大変議案等が多ございますが、どうかよろしく願いいたしまして、挨拶に代えさ

せていただきいただきます。よろしくお願いいたします。

3 会議録署名委員の指名

○**出田課長** 次に、会議録署名委員の指名をお願いいたします。

○**米良教育長** はい、本日は矢野委員をお願いいたします。

○**矢野委員** はい。

4 会期の決定

○**出田課長** 会期の決定。次に、会期をお諮りいたします。令和3年3月24日限りでよろしゅうございませうでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はいということですので、会期を3月24日の1日限りいたします。

5 教育長報告

○**出田課長** 教育長報告、次に教育長報告をお願いいたします。

○**米良教育長** はい。それでは、主な事業等につきまして報告させていただきます。まず3月1日月曜日、あさぎり町町費負担教職員選考審査会を教育長室のほうで行いました。御参加ありがとうございます。そして、同じ日に第3回の教育委員会議をしております。3月2日火曜日、特別支援教育支援員及びあさぎり中学校事務補助採用面接を行っております。それから3月3日水曜日、あさぎり町スクールバス運行业務委託に係るプロポーザルを開催しております。それから同じ日にはあさぎり町体育協会理事会が開催されております。3月4日木曜日には、町内教頭会。3月6日土曜日、それから7日日曜日に予定しておりましたあさぎり町文化芸術祭を新型コロナウイルス感染症対策のために中止となっております。3月4日月曜日、あさぎり町須恵文化ホール施設管理業務委託及びあさぎり町教育施設維持管理作業員派遣業務委託に係るプロポーザルを行っております。それから3月9日火曜日、熊本県立高等学校入学者選抜における後期、一般ですけれども選抜が10日にかけて行われております。同じ日からはあさぎり町の町議会が19日まで開催されました。3月14日日曜日、あさぎり中学校卒業式は挙行されております。3月16日火曜日、公立高等学校合格者発表がございました。全員合格という報告を受けております。3月21日日曜日、あさぎり町対体育協会功労者等表彰式が、生涯学習センターのほうで行われております。それからそのあと引き続きましてあさぎり町の体育協会の総会が行われております。3月23日火曜日、昨日でしたけれども町内の小学校卒業式が行われております。本日3月24日水曜日、町内小・中学校の終了式、そして今回の第4回の教育委員会議となっております。それから次に3月の定例町内校長会議ですが、これは実施しておりません。それから3番目に教職員人事異動関係を報告しておきます。まず、1番の教職員異動内示が3月19日金曜日に行われておりますが、まだ新聞報道はまだあっておりません。まだ記述もいつになるかということも連絡がございません。それから次に、教職員退職者辞令交付式が3月31日水曜日に午前10時から錦町役場であります。それから次に、あさぎり町教育委員会職員辞令交付式を4月1日木曜日の午前10時から生涯学習センターで計画しております。次に、教職員人事異動に伴う辞令交付式ですが、球磨管内におきましては、4月1日木曜日午後1時からせきれい館で実施されます。そしてその後に、あさぎり町の4月1日木曜日、午後3時から生涯学習センターで、人事異動に伴う辞令交付式を行う予定であります。以上でございます。

○**出田課長** 教育長報告が終わりました。御質疑等がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。(○「特になし」) はい。それでは審議に入りますが、審議に入ります前に、1か所資料の訂正をお願いしたいと思っております。会議日程の2枚目の9報告(6)あさぎり町熊大連携事業報告について、報告5

となっておりますが、6に訂正をお願いいたします。それでは審議に入ります。進行を教育長をお願いいたします

6 非公開とする審議事項について

○米良教育長 それでは、6番の非公開とする審議事項につきましては、協議第7、8、9、それと報告2については、審議事項については非公開したいと思います。あと、またお気づきの点があったら遠慮なく非公開としますのでよろしくお願ひしたいと思います。

7 議 案

議案第10号 あさぎり町スポーツ推進委員の委嘱について

○米良教育長 では早速議事に入っていきます。まず、議案第10号、あさぎり町スポーツ推進委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

○杉下参事 はい。議案第10号、あさぎり町スポーツ推進委員の委嘱について説明いたします。現在、27名の方にあさぎり町スポーツ推進委員の委嘱を行っております。今月末をもちまして、任期が満了しますので、新たに4月1日から令和5年3月31日までの2年間、24名の方にスポーツ推進委員の委嘱をしたいので、提案しています。24名のうち1名、11番の松本朝美さんが新たにスポーツ推進に委嘱をお願いしたいと思っています。残りの23名の方については、継続となっております。現在27名のスポーツ推進委員の方で4名の方が、委員を今回でやめられるということになって、1名の方が新たに得られるというふうになっていきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。何か。御質問等ございませんでしょうか。お聞きのように新たに11番の松本朝美さんが入られたということで、はい、4名の方が27名中4名の方が辞退されたということで、合計で24名です。委嘱についてはよろございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい、ありがとうございます。一応委嘱ということで、今後の手続等よろしくお願ひいたします。お世話になります。

議案第11号 あさぎり町学校教育審議委員の任命について

○米良教育長 では次に、議案第11号に入ります。議案第11号、あさぎり町学校教育審議委員の任命についてということですが、一応窪田先生が、いま審議員となっておりますが、ちょっと外に出てもらってよろございますでしょうか。大変申し訳ございません。それでは、提案をよろしくお願ひいたします。

○山口課長補佐 議案第11号、あさぎり町学校教育審議委員の任命について。下記の者を教育審議員に任命したいので、あさぎり町学校教育審議員設置規則第2条の規定により委員会の同意を求める。氏名、窪田龍記。令和3年3月24日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。現在も審議員をしていただいております。2年目となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○米良教育長 あと、皆様方から、意見をいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。ありませんか。(「よろしくお願ひいたします」多数あり) よろしくお願ひいたしますという声が聞こえましたがも全員同意ということではよろございますでしょうか。はい、わかりました。次年度も、窪田先生のほうに、教育審議員としての職務を推進していただくということで、全員同意が得られましたので、よろしくお願ひいたします。(一部個人情報のため非公開)

議案第第12号 あさぎり町地域学校協働活動推進員の委嘱について

○米良教育長 では、次の議案のほうに移りたいと思います。議案第第12号、あさぎり町地域学校協働活動推進員の委嘱について、まず説明をよろしくお願いいたします。

○山口課長補佐 議案第12号、あさぎり町地域学校協働活動推進員の委嘱について。あさぎり町地域学校協働活動推進員設置要綱第4条の規定に基づき、下記の者を委嘱したいので提案します。氏名、平川公德。令和3年3月24日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。学校と地域をつなぐコーディネーターとして、委嘱をお願いしたいと思っております。次のページの略歴書をご覧ください。どうぞ御審議方よろしくお願いたします。(一部個人情報のため非公開)

○米良教育長 はい。何か御意見等ありますでしょうか。一応今後とも学校運営協議会のほうにも入っていたかと、これも法的にも位置づけられておりますので、今後入っていただいて学校と地域を更に連携を深めていただくというような職となっていきます。ようございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい、ありがとうございます。なら委嘱ということで進めさせていただきますよろしくお願いたします。

議案第13号 あさぎり町立学校の在校時間の上限に関する方針の制定について

○米良教育長 では次に、議案第13号、あさぎり町立学校の在校時間の上限に関する方針の制定について、まず説明をよろしくお願いいたします。

○福田参事 はい、失礼します。それでは、議案第13号、あさぎり町立学校の在校時間の上限に関する方針の制定について。あさぎり町立学校の在校時間の上限に関する方針を、別紙のとおり制定することとします。令和3年3月24日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由としましては、教育職員の業務量の適切な管理等を図る必要があるためとしております。1枚開いていただきまして、こちらのあさぎり町立学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針なんです、内容としましては、8月の教育委員会議で協議をしていただきました、あさぎり町立学校の管理規則の中に、先生方の在校時間を明記するということで協議していただいたんですが、さらに、在校時間を管理するためにどのような方法をとっていくのかというのを具体的に記した内容となっております。趣旨になります。次に、2番目の対象の範囲なんです、これがですね、熊本県の義務教育諸学校の教育職員の給与に関する措置条例に規定する教育職員となっているんですが、四角の囲みの中にですね、対象になる教育職員が書いてあります。校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、栄養助教諭、講師となっております。次の第3、業務を行う時間の上限とあるんですが、ここにですね、本方針における在校時間の考え方ということで、指針に定める在校時間を言うところなんです、この指針というのがですね、令和2年の1月17日に、文科省から公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針というのが出てるんですが、ここに伴う指針の在校時間ということで、基本的にはですね、次を開いていただきまして、この四角の中に書いてあることをまとめますと、基本的には正規の勤務時間とイロハニと下にあるんですが、この4項目ですね。4項目を含めて、下のハとニ、研鑽の時間休憩時間を除いた時間を在校時間とするということとなっております。次にその在校時間の上限ということで、1ページ開いていただきまして、下のほうの(3)番ですね。時間外在校時間の上限ということで、先ほどの勤務時間以外に、時間外で在校時間をするのは、①の1か月について45時間、1年について360時間ということで、管理規則の中に入れてます勤務時間と同じ時間ですねとなっております。次、開いていただきまして、(4)番の特例的な扱いということで、児童生徒にかかる通常予見することが出来ない予想することが出来ない、業務量の大幅な増加で突発的に起きたことについては、

1か月について100時間未満及び1年について720時間の範囲内とするということで、これも8月にですね、協議いただきました。管理規則の中に書いてあります時間と同じ時間となっております。次に、第4なんです、委員会及び学校が講じる措置ということで、内容としましては、タイムカードや電子計算機等の客観的な方法で、先生方が勤務している時間をきちんと把握をするということになっております。それと労働基準法に基づいた規定を遵守するという内容になっております。それとですね第5になるんですが、留意事項というところになるんですけども、この上限(1)の上限時間についてなんです、この内容としましては、この方針を定めることで、学校側にですね、こういう上限になってますよということをお知らせしたり、推奨をするということだけではなくて、教育委員会がきちんと管理をして、上限時間を把握をしたり、それをオーバーしないためには、きちんとした具体的に処置をしていくことということで、今回入れさせていただきます。 (2) 番に、虚偽の記録等についてということで、学校のほうでですね、虚偽の記録等がなされないようにきちんと客観的な管理を行うこととなっております。持ち帰り業務等についても、基本的には持ち帰り業務は、進めないということになっております。以上の内容で方針のほうを、簡単な説明になりましたが、今回の提案させていただきます。御協議のほどよろしく願いいたします。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。前回管理規則のほうには入れたものを示して説明したんですが、きちんとこういう方針をつくりなさいというようなことを受けて、今回、方針を制定したわけでございます。きちんとした、こう表現することで、先生がたもやっぱり疲弊しないように、先生がたが疲弊すると教育活動が疲弊していきますので、そういうことがないようにということで、勤務時間、在校時間の上限ですね。月45時間、年間720時間じゃったですかね。ということで、これを明文化したんで360時間ですね。これをこうまた、学校のほうにも示していきたいというふうに思っておりますが、よろございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい。後からもまた説明がありますが、事務職員の先生方が外れているんですが、この先生方については36協定でまた新たに協定を結んで、そして、きちんとした在校時間の勤務をですね、お願いしていきたいというふうに考えております。はい。伊勢委員どうぞ。

○伊勢委員 前回協議の中にあつたんですが、須恵小学校の町費雇の先生が出ますが、その先生は講師ということで、県費に準ずるとすれば講師扱いということでいいんですね、町で雇われる臨採の先生は。

○米良教育長 はい。ほかに何か。はいどうぞ。澤田委員どうぞ。

○澤田委員 はい。一応最終的には教育委員会のほうで管理するということですよ。どういう形で、毎月とか不定期にとかどういった点検をするのですか。

○米良教育長 以前はですね、教職員の勤務時間の報告がございました。今回はちょっとそれ見てないんですけども、やはり全職員の勤務時間をきちんと把握して場合によっては、産業医のほうに相談をする手立てもしなければいけないかなあというふうに思って、あまりにも超勤が多くて、そして体調不良等を訴えられた場合は産業医のほうにもつなぐというような形でしていくのが教育委員会の職務の一つだろうというふうに思っておりますし、また先生がたが超勤の状況を把握して、そして学校長を通してやっぱりいろいろ手立てを講じていくということをやりたいというふうに思っております。

○澤田委員 管理のほうもよろしく願いします。

○米良教育長 また、自然災害等ですね、超勤4項目がございまして、やっぱり場合によっては、本当に何ていうか人道的な動きをしなければならぬ時もありますけれども、そういう場合でも、やはり、過度な超勤にならないようにも指導していかなければいけないかなあというふうに思っておるところです。ほかに何かございませんでしょうか。では、この方針で、一応下ろしたいと思っておりますがよろございますでしょうか。

○福田参事 すみません。附則のところを確認なんですけれども、すいません漏れておまして、この方針は令和3年4月1日から適用するというところでよろしいでしょうか。

○米良教育長 はい。なら、ようございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい、よろしくお願いたします。書き込んでください。これにつきましては、一応、承認を得たということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

8 協 議

協議第1号 あさぎり町学校給食運営審議会条例における学識経験者の定義について

○米良教育長 では次に、協議のほうに入りたいと思います。協議第1号、あさぎり町学校給食運営審議会条例における学識経験者の定義について。それから協議第2号、あさぎり町学校給食運営審議会条例第3条第2号に基づく委員の選定についてと、協議第3号、あさぎり町学校給食運営審議会条例第2条に基づく諮問について、協議1号から協議3号については一括して説明をお願いいたします。

○藤本給食センター長 はい。今日1号から3号まではですね私のほうから説明させていただきます。まず、協議第1号、あさぎり町学校給食運営審議会条例における学識経験者の定義でございますが、4枚めくっていただきまして添付資料のですね、あさぎり町学校給食運営審議会条例第3条第2号をご覧ください。2号のほうに、学識経験者とあります。翻って協議1号の資料ですが、一般的な学識経験者とはですね学問上の知識と高い見識を持ち、生活経験が豊かであると社会が認めている人とあります。一方、自治法の施行令第167条中10の2上ですね学識経験者の定義でございますが、大学の教授や国や県の行政経験者等の専門知識を持つ者のことを学識経験者と呼ぶと。一方ですね、地方教育行政組織及び運営に関する法律における学識経験者とは、第26条の2項にですね、教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用になるものとするとあります。趣旨様々ですね法令やルールの下で学識経験者の定義がございまして、給食運営審議会条例に基づく、学識経験者は以下のように定義したいと思います。下の下段の括弧書きのところなんですが、食物栄養学における高い知識を持ち、集団給食施設等の民間施設における実務経験が豊かであると同時に、その専門性において高い見識を有していると社会が認める方。以下のように定義をいたしまして、次ページめくっていただきまして協議第2号です。以下の方を推薦したいと思います。あさぎり町学校給食運営審議会条例第3条2号に基づく学識経験者に係る選定及び推薦について以下のとおりお諮りいたします。お名前は那須佳菜恵さんです。職業は摩耶幼稚園の栄養士でございます。選定及び推薦理由ですが、貴氏は、現在、町の非常勤の食育担当者であり、町の食育事業に貢献いただいている方です。また今回の給食審議会の学識経験者という定義にも、合致されている方であり、幼稚園で、園児、未就学児の給食献立を作成調理するなど、義務教育での学校給食の前段での御経験は貴重な御意見としていただけるのではないかと期待しているところです。そのために御本人と勤務先の上司の結果を得て、今回推薦するものです。ということです。次ページめくっていただきまして那須様の学位書及びその次のページには栄養士の免状をつけております。そして最後に協議第3号ですけれども、学識経験者の協議をいただきましたのち、最終的には、諮問委員会のメンバーがそろいますので、以下のように諮問をいたしたいと考えています。あさぎり町学校給食運営審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問いたします。諮問事項は1、学校給食センターの運営に関する事項です。調理等受託業務の件に関してです。2、学校給食施設の設定等更新に関する事項です。小型蒸気ボイラーの更新、配送車両の更新等を令和3年度は計画しております。3、学校給食費に関する事項。令和3年度の本町の給食費の額及び学校給食費の徴収についてです。令和3年度から学校給食費は公会計となりますのでこの件に関して諮問いたします。4、学校給食の物資調達に関する事項です。規則内規等について、令和3年度から公会計に移行するにあたり、物資の発注注文等も、あさぎり町の財務ルールに基づきまして発注することになりますので、それについての諮問でございます。諮問理由といたしまして本町は令和3年4月から学校給食費は公会計化とな

ります。公共サービスとしての学校給食は、町の財務会計や趣旨のルールのもとに行われます。また、同年4月からは、調理受託者においては調理業務のみならず、給食センター施設の維持管理を行う一部大規模なものは除きますが、包括的業務委託となります。委員の皆様には4月からの給食センター運營業務等の全般を御説明した後、審議会として幅広い御見識と多角的な視点から御審議いただきたく、諮問いたします。いうことです。答申希望時期は、令和3年6月を予定しているところです。以上早口ですが、1号から3号までを御説明いたしました。よろしく協議のほどお願いいたします。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。まずは、協議第1号ですけども、この定義が認められないと次には進められないんですが、一応、委員皆さんいかがでしょうか。学識経験者の定義ということでまず説明がありましたが、この定義で進めさせてもらってよろございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい、ありがとうございます。ならこの定義に沿って、よろしくお願ひしたいと思ひます。では、協議第2号にはいりたいと思ひます。一応、定義に沿った方ということで那須佳菜恵さんを推薦したいというところで名前が挙がっておりますが、まず御意見等ございませぬか。質問等も含めまして。県教育委員会に申請した段階で栄養教諭として位置づけが出来ます。摩耶幼稚園ですので、でも摩耶幼稚園は教諭ですよね。(一部個人情報のため非公開)

○藤本給食センター長 栄養士の資格で表現はさせていただきます。

○米良教育長 なら、一応、那須佳菜恵さんに一応、審議会の委員として選定したいということですが、よろございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい。ありがとうございます。認めていただきましたので、よろしくお願ひいたします。最後の協議第3号として、学校運営審議会での諮問事項として4点掲げてあります。理由は先ほど説明がございましたがこの4点について諮問ということと、答申は3年の6月ですぬということでございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい。なら、この4点に沿って諮問をよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

協議第4号 令和3年度あさぎり町教育委員会教職員等辞令交付式の開催について

○米良教育長 それでは、次の協議第4号に移らせていただきます。令和3年度あさぎり町教育委員会教職員等辞令交付式の開催について、まず説明をよろしくお願ひします。

○坂本主幹 はい、失礼します。協議第4号、令和3年度あさぎり町教育委員会教職員等辞令交付式の開催について。資料ですけども右上に協議第4号と記載しているものになります。令和3年度もですぬ令和2年同様に新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対応で実施したいと考えております。ただ今後のですぬ、発生状況によって変更する場合があります。辞令交付式ですけども4月1日となります。式典会場は生涯学習センター大会議室にて実施いたします。出席者は、以下のとおりといたします。来賓で町長、副町長、教育委員会、町内校長、転入者代表1名ということ。3番目に校長、転入者、代表以外の教職員におきましては、式典会場と各学校をリモートでつないで実施したいというふうに考えております。校長、転入者の代表の以外の方は、校長から各学校にて辞令交付を行うということとしてしております。交付式の内容につきましては、可能な限り簡略化したいと思っております。次のページが辞令交付式の次第でございます。ここで開式につきましては、澤田委員のほうでお願いしたいと思っております。当日ですぬ。閉式を矢野委員のほうでお願いしたいというふうに考えております。説明は以上です。御協議どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○米良教育長 ありがとうございます。はい。まず4月1日に、辞令交付式を実施いたします。時間は3時からですけども、教育委員の皆さん方にも、ぜひ出席をよろしくお願ひしたいと思ひます。辞令交付式次第につきましては、先ほど説明があったとおりです。よろございますでしょうか。(○「はい」という意見多数

あり) 式次第これで進行させていただきますので、よろしく申し上げます。出席もよろしくお願ひいたします。

協議第5号 あさぎり町いじめ防止基本方針の改定について

○米良教育長 では次に、協議第5号、あさぎり町いじめ防止基本方針の改定について、説明よろしくお願ひします。

○小園指導主事 はい。失礼します。資料は、本資料の次のページでございます。協議第5号になります。あさぎり町いじめ防止基本方針の改定について提案をさせていただきます。あさぎり町いじめ防止基本方針につきましては、平成26年3月に作成をされました。その後、平成29年に国の基本方針の改定それから昨年11月にですね熊本県が基本方針が改定されました。それを受けまして、本町におきましても、県の改定のポイントを踏まえたところでですね改定をしていきたいというところでございます。今回の改定につきましては、県の改定のポイントを踏まえたところで改定をさせていただきました。ですので、その改定のポイントに従ってつけ加えたところを中心にですね、お伝えをしていきたいと思ひます。開いていただくとずつとページがございまして、16ページまでが基本方針になります。そのあとに、11月24日に県教育委員会から出されました、熊本県いじめ防止基本方針の改定のポイントというのが、もしかして1枚目の2番目が反対になっているかも、2番目のほうが先に来てるかもしれませんが、ご覧いただきましてよろしいでしょうか。表題のほうにそのポイントのところがありますが、まず、その改定のポイントの(1)のところでは菱型で幾つかありますが、いじめの定義の解釈の一部変更について。改定前は、喧嘩は除かれるというふうにされておりましたが、改定後は、喧嘩やふざけあいであっても見えないところで被害が発生している場合もあるためというような文言が入りました。ですので本町におきましても3ページ、ちょっと前に戻っていただいて、3ページの4のいじめの定義、四角囲みがございまして、その定義の四角囲みの下のところに、見え消して二重線で消してあるところが、以前のものでございます。つけ加えた二重線より下のあとのところですね、喧嘩やふざけあいであってもというところが、今回、つけ足したところでございます。ここがまず一つ目のポイントになります。また元に戻っていただいて改定のポイントのあとの菱型のところですね。いじめの解消についてというところで、解消については特に改定前は記載はございませんでしたが、改定後は、単に謝罪をもって安易に解消とすることは出来ないという二つの条件が示されました。一つは、いじめに係る行為が止んでいること。期間が、少なくとも3か月を目安というふうに量的なものが示されております。そして、イに、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことと、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認をします。こういった具体的なものが書き加えられました。ですので、本町におきましても、本町の10ページをご覧ください。10ページに、上にいじめの4層構造というのがありますがその下にいじめの解消という、④をつけ足しました。④の中に、ア・イというふうに入れております。この中に先ほどありました、少なくとも3か月を目安という文言、それから、イの中には、心身の苦痛を感じていないと認められることというような文言、そういったものを本町でも改定して入れております。ではまた元に戻ってポイントをご覧ください。ポイントの(2)熊本県いじめ防止対策審議会で重大事態の調査方法を明記というところで、これについては改定前は記載なしですが、改定後は、熊本県いじめ防止審議会は県立学校における重大事態、括弧がありますけれどもに係る事実関係関係を明確にするための調査を行うと。これは法第28条に関係するところですが、これについても入れております。10ページをご覧ください。10ページの3、重大事態への対応。その四角囲み①の重大事態の発生度調査という四角囲みの中の事実を1番下の行に、10ページの1番下の行になります。事実関係を明確にするための調査を行うものとするということで、一応これをもってですね、この項目を入れていくというふうにしていきたいと思ひます。またポイントのほうにお戻りください。ポイントの(3)です。これは県内の様々な事案等の提言を受けてですね改定された、

加筆されたものですが、言語環境の整備と教師の支援体制についての関連箇所ということです。これは先生方一人一人の言動、そういったものが、子供の人間形成に大きく関わるというような内容になっておりますが、これを、本町では6ページをご覧ください。6ページの丸が並んでますが丸の上から二つ目です。そこにまたということで、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるという文言をですねつけ加えさせていただいております。では、ポイントのほうに戻ります。前のページになりますが、学校におけるいじめ防止の対策のための組織の設置というところ。これはその組織の中の窓口を一元化するということ。それを、県においては、1名を必ず置かなければならないということになっておりますが、これを受けて、8ページの(2)学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置の中のちょうど四角で四つ下にありますがその上のところ、又のところからですね、組織における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者、当該組織内に最低1名を置かなければなりません。これについては、各学校にですね、しっかり校務分掌の中に位置づけていただくようにお伝えをしていきたいというふうに思います。では、元に戻っていただいて、ポイントのほうのスキルアップ研修について、これは9ページ。9ページの(3)の①いじめの防止のところの丸が幾つか並んでます。上から1・2・3・4・5・6・7つめ管理職を初め、教職員の積極的な研修の受講及び実施。ここに管理職を初めというふうにつけ足しをしております。それから、ポイントのほうの次のポイントです。遺族への丁寧な対応についてというところ。これにつきましては、12ページの片仮名のカですね、いじめられた児童生徒が死亡したときの対応について。その項目も元々ありましたが、中に、2行目の真ん中ぐらいから、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるような、必要な措置を講じますというふうにつけ足しております。次のポイントの人権尊重というところ。これにつきましては、6ページの(3)の①。6ページの先ほどの教職員一人一人のその下の丸です。アクティブラーニングの視点を重視した事業が推奨される中ということで、授業中でのですね、いじめ防止についての取組を、そこに記述しております。ほかにもですね、全体的に改定されたものを見ながら言葉の少しリニューアルをしたり、言葉を新たにしたりとかですねそういったものも、含めて、削ったところは見え消しで二重線で消してつけ加えておりますので、また、ご覧いただいて、もし何かありましたら御意見いただければと思います。このようなところで改定をしていきたいと思っておりますので、御協議よろしく申し上げます。以上です。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。まずあの大きく変わったのが、この県のほうのいじめの定義がですね、変わりましたので、これに沿ったところでの改定というふうに私はとらえました。喧嘩やふざけ合いであってもっていうふうになりましたので、そこをとらえてのいろいろ改定があったというふうにとらえておりますが、長うございますが、一応このあさぎり町いじめ防止基本方針としては、先ほど説明がありました方針で、改定していきたいというふうに思っておりますが、よろございますでしょうか。はい、ありがとうございます。また再度ですね、目を通してもらえればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。はいどうぞ。伊勢委員どうぞ。

○伊勢委員 実は、管内でも少し問題になったところがあったんですけど、やっぱりこういう改定点とか、そういうところは保護者への周知というのにも必要なと思います。改定のポイントですね。結構、関心があってインターネット等で結構調べられる保護者もあって、自分の子がいじめられてるんじゃないだろうかということで、学校に、やっぱりこれは今、いじめじゃないんですかとか、そういうことを結構言ってこられる保護者もあつたように聞いてます。ですからその点はしっかり学校も保護者には周知しておく必要があるのかなと思います。すいません。

○米良教育長 どうもありがとうございます。はい。指導主事どうぞ。

○小園指導主事 はい。失礼します。ありがとうございます。この町の改定を受けて、各学校にもいじめ防止

の基本方針がございます。それにつきましては、PTAの総会だとか、または、ホームページ等でですね公開をしてございます。また改訂に合わせた改定を検討いただいてですね、さらに周知していただくようにしていきたいと思っております。また、町のほうもですねホームページ等に載せながら、周知をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○米良教育長 はい。他に何かございませんでしょうか。今、大事な意見をいただきました。改定につきましては、基本方針としては、一応これで進めさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい、ありがとうございます。

協議第6号 学童を利用する場合の学区外・区域外就学について

○米良教育長 では次に移らせていただきます。協議第6号、学童を利用する場合の学区外・区域外就学について、まず説明をよろしくお願いたします。

○福田参事 はい、失礼いたします。別綴の協議第6号というの、レジュメのほうをご覧くださいと思います。協議第6号、学童を利用する場合の学区外・区域外就学について。別紙のとおり協議事項として提案します。令和3年3月24日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。2ページをご覧くださいまして、前回の教育委員会議の中でですね、この学童を利用する時の学区外区域外就学については協議をしていただいたところなんです、その中で、他町村の状況を調べていただければということで提案いただきましたので、今回ですね、同じ町内にいくつか校区がある人吉市、錦町、多良木町の3市町村について、調査をさせていただきました。その中で、まず、あさぎり町なんです、保護者の不在ですね、児童が帰ったときに、保護者がいない場合で承認している児童数が19名、通学の利便性ですね、ここは距離が近いとかですね、そういったところになるんですけども、そこが0教育上の配慮というところが、例えばいじめであったりとか、その子供さんの特性に応じてというところなんです、それが1名ですね、人吉市が、保護者の不在が1名、通学の利便性が0、教育上の配慮が0、その他が16ということなんです、内容につきましては、学期途中での移動がほとんどであるということでしたと住宅の新築による承認ということです。それと、次は錦町なんです、保護者の不在による承認は0。通学の利便性は0。教育上の配慮が1名ということで、全体で1名ということでした。そして多良木町なんです、保護者の不在が13名、通学の利便性ということで、住んでいる家よりも、校区が違うけれども、他の小学校のほうに近いという子供さんが29名、教育上の配慮が3名、その他が3名ということで、また、あさぎり町と多良木町がですね、保護者の不在という理由での承認が多かったんですけども、多良木町も、保護者不在での承認については、特に、学童の利用の有無については、聞き取りや確認等は行っていないということでした。3ページからですね、人吉市、錦町、多良木町、あさぎり町の学区外・区域外を承認するときの指針というか、取扱い要領、市町村によって名前は違うんですけども、基準のほうを付けております。基本的には、細かく分かっているかないかというところで、内容としては、どの市町村も同じような項目にはなるんですけども、今回その事務局のほうとしてですね、ちょっと提案させていただきたいと思うところがまず今現在は学童の利用の有無についてというところを、やはり書面で基本的に聞き取りをしてない部分もあったのですが、そこも含めて聞き取りをさせていただいて、御家庭の状況をですね、詳しく聞かせていただいて、学童等利用する予定なのか、しない予定なのかというところと、やはり住んでいる校区にどうしてもその就学させることが出来ないのかという理由を詳しく聞き取りをした上で、教育委員会に諮らせていただくという方法で、進めて行くのはどうかというところと、もう一つですね、あさぎり町の許可指針のほうがですね11ページになるんですけど、ここの区分4ですねここが小学生に限り当該児童が帰っても保護者がいない場合になるんですけど、この必要書類がですね、特にお店、保護者が経営するお店が町内にある場合とか、町外にある場合

の店舗の証明しか必要書類ないんですけども、ここに、就労証明とかですね、保護者がきちんと届出の中に書かれている、勤務先に勤められているという就労証明を入れさせていただくということと、その他、教育長が必要とする書類ということで、もしも必要があればそのほかの書類を保護者に提出していただくということでしたらどうかということで提案させていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。一応、今回は聞き取りをきちんとして、そして、提出書類等もその就労証明書等ですね、後は教育委員会が必要と認めるような書類というような手立てをしながら、教育委員さんたちに、一応、協議をしてから決定をしていきたいというような説明なんですけど、いかがでしょうか。今まではですねもうほんと、余り深く聞き取りが難しいところもあったもんだからですね。ある程度は、教育長専決という時もあったんですけど、やっぱりきちんと教育委員さんたちの意見を聞いてから決定というふうに持っていったらいいんじゃないかと、場合によっては、2・3回、複数回で教育委員会をしなければいけない場合が生じてくるかと思いますが、それも大事ななと思っております。いかがでしょうか。何か補足等ありませんか。はい。福田さん。

○福田参事 すいません、あさぎり町の学区外就学許可指針のことでですねちょっと今回のことでは別になるんですが、区分の5ですね、指定学区の学校に障害児学級が未設置の場合ってあるんですが、今の障害児学級ということ、言葉をですね今使わないので、そこは特別支援学級ということで、言葉のほう変えさせていただければと思います。よろしいでしょうか。すいません御協議をお願いします。

○米良教育長 補足として指針の5番に漢字で障害児学級と書いてありますが、特別支援学級という文言に変えたいということですが、ようございますでしょうか。はい。また元に戻りますが、いかがでしょうか。やっぱりある程度聞き取りをきちんとして、そして、教育委員さん方に協議していただくという形がいいかなということの提案です。ですから1回では、またですね、差戻しもあるかもしれません。ですから2、3回の協議も、必要になる場合があるかもしれませんですね。いかがでしょうか。今のような必要書類等の欄に、今の文言を付け加えるということですね。はい。ほかに何かちょっとお聞きしたいことはございませんか。まずは、必要書類という欄に先ほどありました就労証明書等ですね、そういうのを記入するというので、それを元にしながら聞き取りをですね合わせやっていくと、そして教育委員会にかけて意見を聞いて、決定を持っていくということでしょうか。はい。なら、はい。福田さん。

○福田参事 はい、ありがとうございました。では許可指針の中に、区分4のところですね、必要書類の中に就労証明と教育委員会が必要と認める書類をですね、追記させていただくということと、区分の5に、障害児学級をですね、特別支援学級に変更するというので対応したいと思います。すいません、教育長もう一つなんですけれども、すいません区分の4にですね、許可期間が、卒業までということになってるんですけども、ここが、今はですね、ここには卒業までって書いてあるんですが最終学年だけが、卒業までで、ほかの小学校は1年生から5年生までと、中学校は1年生2年生については、学期末までになってますので、そこが分かるような記載の仕方をしたいと思います。よろしいでしょうか。

○米良教育長 今の説明、お解りでしょうか。そういう文言をきちんと入れたほうがわかりやすいですよ。どっかいい表現はどっか他の町村ないですかね。一応年度年度には出してもらいますので、その都度審議という形になると思います。はい、福田さんどうぞ。

○福田参事 はい、そうですね毎年、年度更新していただくようになりますので、えーとですね、わかりやすいのがですね人吉市の許可指針のですね。4ページの家庭の事情というところがあるんですが、この1のですね。卒業までの期間。ただし、毎年度、更新手続が必要とあるんですがこのような記載の仕方に出来たら、どうかと思うんですけども、どうでしょうか。

○米良教育長 はい。ようございますか。はい。これを、こういう文言に変えるということですのでよろしくお願い

いたします。ほかに何か質問とか意見はございませんでしょうか。ならようございますか。また次回からですれ何回かまた教育委員さんにはちょっと、いろいろ協議をしていただく回数は増えるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件についてはようございますか。(○「はい」という意見多数あり)はい、ありがとうございます。

協議第7号 学区外就学について

<非公開案件につき内容は省略>

協議第8号 令和2年度就学援助児童生徒の認定について

<非公開案件につき内容は省略>

協議第9号 令和3年度就学援助児童生徒の認定について

<非公開案件につき内容は省略>

9 報 告

(1) あさぎり町立小・中学校入学式について

○米良教育長 じゃあ、9番の報告をお願いいたします。あさぎり町立小・中学校入学式について、まず説明よろしくお願ひいたします。

○坂本主幹 はい。失礼します。右上に報告1と記載している資料になります。前回協議いただいた分の報告になります。上小学校を澤田委員に免田小学校を伊勢委員に御出席いただければと思ひます。御多忙中ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○米良教育長 ありがとうございます。はい、一応割り振りのとおりに計画してございます。ようございますか。都合が悪くなったら、途中でも言ってもらえればすぐ該当小中学校のほうには連絡しなきゃいけないと思ひますが、計画でまずお願ひしてようございますか。どうですか委員さん、いや私が入るとか、ようございますか。(○「はい」という意見多数あり)なら、一応参集時間と開式時間が示してありますのでよろしくお願ひいたします。はい。なら、9日ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) いじめ・不登校の状況について

<非公開案件につき内容は省略>

(3) あさぎり町議会第13回会議の報告について

○米良教育長 それでは、(3)のあさぎり町議会第13回会議の報告をよろしくお願ひします。

○出田課長 はい。資料は報告3になります。会議日程でございますが、3月9日から19日でございます。教育行政報告を教育長がしております。第18号、一般会計補正予算を原案可決いただいております。教育課関連補正予算としての補正額は1,802万2,000円の減額です総額が、10億9,862万1,000円となっております。歳入歳出の主なものは事業実績による増減額が主な理由となっております。次に、教育課関係の一般質問です。まず、町出身学生の支援についてということで、加賀山議員からいただいております。内容といたしましては、町内出身学生への支援といたして、町内出身学生を講師としたオンラインを活用した町内児童生徒へのスタディクーポン配布導入の考えはないかということでございます。これに対しまして、スタディクーポンがどういったものか把握出来ていないので、研究すると答えております。次に先

人の偉業の顕彰と伝承につきまして、これにつきましては、歴史に埋もれてしまっている偉人たちの偉業を掘り起こし、次世代へ伝える教育の一環としての町の今後の取組について、問われております。現在、小学校4年生の社会科では、暮らしの中に伝わる建物、地域で受け継がれてきたもの、郷土の伝統文化と先人たち、また、熊本県教育委員会が作成しております、道徳教育用郷土資料「熊本の心」には、エンブリー博士関係及び高橋政重が取り組んだ幸野溝等が掲載されております。今後とも、社会科の教科学習を初め、社会見学や特別な教科道徳及び郷土の日誌や長野氏の業績も紹介しながら、先人の業績に対して、尊敬及び感謝の心を育てたいと考えております。郷土の偉人については調べ学習等を中心に児童生徒が主体的に学ぶ機会として、郷土を愛し誇りに思う能力や態度の育成を図っていきたくと考えておりますと答えております。次に、くま川鉄道被災に伴うあさぎり中生徒の進路状況について、皆越てる子議員からいただいております。内容といたしましては、球磨郡市外への進路希望者は昨年度と比べてどうだったのかということに對しまして、11名増加しております。ただし、中学校ではそれぞれの目的意識を持って進路選択を行うよう進路しておりますので、くま川鉄道の被災とは関係ないと考えておりますと答えております。また、くま川鉄道利用の高校生の定期補助の考えはないかということでしたが、検討するとお答えしております。次に、学校規模等適正化審議会につきまして、難波議員より、令和3年度に学校規模等適正化審議会を設置する際、地域の代表といったことに問われない広い見識と、町全体を俯瞰してみることでできる専門家を審議員に選出する必要があるのではないかと問われまして、これにつきましても検討するとお答えをしております。次に、令和3年度一般会計当初予算、これも原案可決いただいております。歳入・歳出につきましては次のページの資料でございます。これにつきましては令和2年度と比較いたしまして、増額したもの、また、減額したもの、それから、新規事業についてのみを御説明申し上げたいと思います。まず歳入1ページ目の7教育使用料、中段ですけども、3生涯学習使用料につきまして、今回須恵文化ホール、令和3年度に改修予定でございます。そのために収入を減しているところでございます。2ページをお願いいたします。2ページ、真ん中になりますけども、雑収入、給食費、給食事業収入、今回から新たに設けたものでございます。これにつきましては先ほど説明がありましたように、令和3年度から、給食費を公会計化したことによりまして、給食費を町の歳入として受け入れるものでございます。次に下のほうの町債でございますけども、総務費の分が今回、総務施設除却事業債ということでございますが、旧岡原中学校、旧免田中学校のプール解体及び深田中学校の施設解体の設計料を、今回計上しているものに伴うものでございます。5の教育債でございますけども、こちらにつきましては、2番目の社会教育施設整備事業債ですが、これが先ほど申し上げました文化ホール改修事業に伴うものが主な理由となっております。次に、3ページ、歳出をお願いいたしたいと思います。歳出でございますけれども、財産管理費の設計委託料です。1番上でございますけども、この1,580万は先ほど申し上げました、旧深田中学校解体工事と旧免田中学校プールと旧岡原中学校プール解体の設計委託料でございます。目、その次の行でございますけども、目1教育委員会費でございます。これにつきましては、旅費と需用費が若干増額しております。これは教育委員の方々の九州地区教育委員会大会参加のための費用を増額としております。続きまして、目2の事務局費でございますが、これは事務局費の事務局員職員の給与等になっておりますが、今回、令和3年度に雇用する町費負担教職員の人件費も計上して、増額となっております。4ページをお願いいたします。4ページの上から2枠目になりますけども目3教育振興費につきましては、これはALT、英語サポーター、教育審議員等の人件費になりますが、今回新たに学校規模等適正化審議会委員報酬を計上させていただいております。また、報償費につきましても、事故等調査委員会謝金ということで設けさせていただいております。これらにつきましては、昨年度、事故等調査委員会を設置しましたので引き続き令和3年度も委員の中で、いじめ事故等について協議いただくことになっております。また学校規模等適正化審議会委員報酬につきましては、令和3年度から、各

校区から3名、学校運営協議委員の中から選定いただいたところで、今後の小学校の規模等につきまして、審議いただくための審議会等審議員報酬となっております。続きまして、節11 役務費、電話料を昨年ございませんでしたけども、これにつきましては、緊急連絡用の携帯電話を配備した電話料金が発生したものでございます。5ページをお願いいたします。5ページの節13 使用料及び賃借料で、1番上のソフトウェア使用料ですけども、これにつきましては、令和2年度に各小・中学生に配付しましたタブレットで使用します学習用ソフトウェアの使用料、授業支援ソフト使用料及び校務ソフトの使用料でございます。この枠の中の1番下になります1番最下段になります、学校無線LAN設備サービス利用料ですが、これにつきましては、GIGAスクール構想で、小・中学校の無線LAN増設箇所を増設したことで増額となったものでございます。6ページをお願いいたします。2枠目でございます項2 小学校費の目1 学校管理費でございますけども、これにつきましては、節1の報酬、特別支援教育支援員報酬が令和2年度と比べて増額しております。これは、現在12名配置しております特別支援員を2名増額し、14名としたものでございます。次に、節10の需用費の消耗品費が昨年度よりも減額となっております。これにつきましては、令和2年度は教科書改訂に伴う消耗品を計上しておりましたけども、今回その分が必要ないため、減額ということになっております。7ページをお願いいたします。2枠目の節12 委託料の下から4行目、設計監理委託料でございますが、これは、各小学校施設の建築物定期点検業務委託料を計上しております。8ページです。下の枠ですね、項3 中学校費目1 学校管理費でございます。この節1 報酬、特別支援教育支援員報酬を増額しております。現在、2名おります。特別支援教育支援員を2名増加したことによります。また、節3の職員手当等と節4の共済費が、今回、増額しておりますが、これにつきましては、学校事務補助員を会計年度任用職員として令和3年度から雇用するために、増額となったものでございます。それに伴いまして昨年度までは、委託料として計上した分がその分、削除されたということになります。9ページをお願いいたします。9ページの節10の需用費の消耗品費。これにつきましては、令和3年度中学校の教科書改訂の時期でございます。そのための消耗品が計上しておりますので、増額となっております。10ページをお願いいたします。10ページ上から3行目です。設計監理委託料、これにつきましては、中学校につきましても、施設の監理設計委託料を実施するためのものでございます。続きまして11ページをお願いいたします。11ページの目1 生涯学習総務費でございます。この中の節18 負担金補助金及び交付金、昨年度は、この中に球磨郡市社会教育委員連絡協議会負担金、球磨郡地域婦人会連絡協議会負担金、球磨郡PTA連絡協議会負担金を計上しておりましたが、令和2年度、コロナ禍により活動出来なかったということで、令和3年度はその繰越金をもって事業を実施するというので今年度は計上してないような状況でございます。12ページをお願いいたします。12ページ、目2 公民館費です。公民館費につきましては、節7の報償費の講師謝金につきましては、今回から、地域学校協働活動推進員謝金を分離し、増額したものでございます。節11 役務費の上から5行目、登記手数料でございます。これにつきましては、令和3年度から公民分館の建物及び土地を、各地区へ譲渡するために、建物等の登記をする必要がありますので、譲渡する予定8分館分の登記手数料を計上しております。節12の委託料、1番最後の行ですが設計委託料は、公民分館標準設計委託料を作成するための委託料でございます。13ページをお願いいたします。13ページの3枠目になります。節14 工事請負費につきましては、これはせきれい館の駐車場整備工事費になります。その下節18 負担金補助及び交付金の1番最後の行でございます。公民分館等施設整備費補助金につきましては、これにつきましては公民館が施設の修繕等を計画しておりますので、その経費に対する補助金と公民分館譲渡に伴う土地建物所有権移転登記費につきまして補助するものでございます。その分につきましては8公民分館分を計上しております。次に、目3 文化財保護費でございます。節8の旅費、費用弁償、若干ですけども、これにつきましては、文化財保護審議会報酬を増やしております。これは、来年、令和3年度に文化ホール改修を計画しております

が、その落成記念としてエンブリー博士についての講演を計画したいということで、そのための協議のために増額しているところがございます。14ページをお願いいたします。14ページ、節12委託料の1番下の行でございます。文化財運搬業務委託料、これにつきましては、神城文化の森様から、譲渡予定の上村焼等の運搬費用となっております。収蔵先は生涯学習センターの文化財収蔵庫を予定しております。節18負担金補助及び交付金の1番下でございます。文化財修理費補助金、これにつきましては、皆越地区の鬼子母神像の修理に対する補助金でございます。その下になります。目4文化ホール運営費。これにつきましては、節12の委託料、設計委託料、これは須恵文化ホールの改修工事に伴います設計監理委託料でございます。15ページをお願いいたします。節14工事請負費ですが、須恵文化ホールの改修工事費でございます。内容といたしましては天井改修、音響施設整備改修、客席のホール照明等の改修を予定しております。16ページをお願いいたします。目6生涯学習センター事業費でございます。節10需用費、5行目の電気料、これが若干増えております。これにつきましては、くま川鉄道再生協議会等につきまして、1年というか長期にわたって施設の一部を貸し付けるため、増額を計上しております。また節14の工事請負費は、防犯取付けの工事でございます。節17の備品購入費は防犯カメラの購入費となっております。18ページをお願いいたします。18ページは目は書いてございませんが、目2体育施設費になります。この節14の工事請負費、1番最後の行でございますけれども、これは、高山総合運動公園グラウンド改修工事費となっております。19ページをお願いいたします。19ページ、2枠目です。目1給食センター運営費でございますが、給食費につきましては令和3年度から公会計しますので、これまで私会計で支払いしておりました、給食材料費につきましては、節10需用費の1番下ですけども、賄材料費で支払うこととなっております。節11の役務費でございますが、小中学校の給食費口座手数料、口座振替手数料ですが、これは全ての全国の金融機関で口座振替を可能としたため、昨年度より増額となっております。最後に20ページでございます。20ページ、1番目の行です。節12委託料の説明4行目の給食調理配送等業務委託料、これは大幅に増額しておりますが、これにつきましては、これまで、給食の調理と配送業務だけを委託しておりますが、令和3年度から施設の管理につきましても業務委託した関係上、増額しております。またそれに合わせて、燃料費、消耗品等、修繕料も委託料に計上したため、大幅な増額となっております。その分、町が支出します。消耗品費、燃料費、修繕料は減額となっております。節14工事請負費でございますが、これは小型ボイラーの更新工事費となっております。節17の備品購入費でございますが、これは老朽化した給食配送車を順次更新するため、今回、1台分の購入費用となっております。節22償還金利息及び割引料、給食費過誤納還付金につきましては、給食や出席停止などにより給食の返納金を計上しております。またそれぞれの事業につきましては、4月に開催されます教育委員会におきまして、令和3年度の主要事業の中で、また新たに御説明申し上げます。以上簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。はい。あとは、再度また目を通しとってください。一応チェックされたと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(4) 令和2年度あさぎり町教育委員会点検・評価経過報告について

○米良教育長 それでは、次の報告4に移ります。令和2年度あさぎり町教育委員会点検・評価経過報告について、説明まずをお願いいたします。

○山口課長補佐 本資料の報告4です。令和2年度あさぎり町教育委員会点検・評価事業について経過を報告させていただきます。この点検評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、定められておまして、教育委員会は毎年その権限に属する事務について、管理執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出することとなっております。まず第1回の評価委員会

議ですけれども、令和2年の8月28日に、3名の委員さんに委嘱状を交付しております。3名の皆さんとも再任となっております。議題としましては、点検評価の概要の説明、事務事業評価の各事業の説明を行いました。第2回の評価委員会議ですが、令和3年1月27日に計画をしておりましたけれども、熊本県においてコロナ感染症対策による緊急事態宣言が発令されたため、中止としております。第3回の評価委員会ですけれども、令和3年の6月上旬に計画をしております。各事業の成果、課題の説明をしまして、評価委員さんの皆さんに評価について依頼をお願いいたします。その後評価報告書の公表について説明しまして、9月の議会で報告をしたいと思っております。現在は教育委員会事務局の自己評価が終わっておりますので、教育委員の皆様にも評価をお願いしたいと思っております。本日、机の上にてですね、封筒のほうをお配りしておりますので、中に入っております点検評価表に評価をいただきまして、4月の教育委員会で御提出いただければと思います。次のページをご覧ください。その評価の様式を参考資料を付けておりますけれども、枠囲みでですねこちらに数字の記入をお願いしますと記載しておりますので、そちらにですね、4から1で教育委員さんの評価をお願いしたいと思います。昨年度まではですね教育振興基本計画の主な取組を全て上げておりましたけれども、2年度分からはですね、その年度の主要な事業について評価をいただきたいと思っております。以上報告とお願いです。よろしく願いいたします。

○米良教育長 はい。ありがとうございました。また、教育委員さんには、また評価をいただきたいと思っておりますので、お忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。これで一応閉じておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(5) 令和3年度教育委員会会計年度任用職員の配置について

○米良教育長 では、次に、令和3年度教育委員会会計年度任用職員の配置について、説明をよろしく願いいたします。

○山口課長補佐 はい。報告5です。令和3年度教育委員会、会計年度任用職員配置表です。教育課所管の会計年度職員さんになります。まず1番教育審議員の窪田龍記さんです。先ほど、任命同意の承認をいただきました。2番から19番までが、各小・中学校に配置いたします特別支援教育支援員さんとなります。2年度は14名でしたけれども、3年度につきましては18名の配置となっております。次のページをご覧ください。20番のあさぎり中学校事務補助員の田山さん。21番のあさぎり中学校心の教室相談員の小谷さん。あと22番の英語サポーターの白柿さん、23番の図書司書の川島さんとなっております。以上報告させていただきます。

○米良教育長 はい。一応この方達が、会計年度任用職員となりましたので、よろしく願いいたします。この件はようございませうでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) はい、よろしく願いいたします。

(6) あさぎり町・熊大連携事業の報告について

○米良教育長 最後に、(6) あさぎり町・熊大連携事業の報告についてよろしく願いいたします。いじめ不登校の状況の後ろに資料がありますのでよろしく願いいたします。

○小園指導主事 はい。資料は別綴じにしております、いじめ不登校状況その2ページ目からになります。取り組む前にですね、委員さんの皆様方にお伝えをした連携事業ですけれども、予定では5回でしたが1回コロナによる中止がありまして、4回実施をすることが出来ました。リモートでのですね、熊大とそれから学校と先生方をつないでの会議といいますか勉強会をしたんですけれども、それを、3月の5日が最終日でしたが、そのあと、アンケートをとりまして、前後の変容等を含めてですね、アンケート等で集計させていただきました。そのアンケートの1ページのところからですねグラフに示して、10月と3月ということで、少しこ

う比較をできるようにしております。(一部非公開)最後に考察ということで、同じような、今、お伝えをしたようなことを全段書いております。下のほうの本事業の全体からということですが、まず(1)にリモートによる勉強会という形でしたので、現場を直接見られていない先生方、大学の先生方の協議であったということで、小学校の先生方とのちょっと温度差がですね、感じられたかなという感じがありました。それから、今後のことにつきましては、実際に児童や授業の様子を見ていただいて、指導をもらう、研修の在り方等に変えていく必要も考えられます。それから、2年目、来年度に向けてですね、保護者、PTA含めて、地域との連携というところの支援、そこから今年とは違った別の角度からの学校への支援というのも考える必要があるかなというふうに考えております。連携事業につきましては以上でございます。

○米良教育長 はい、ありがとうございます。また何かお尋ね等がありましたらですね、それからまた、これをしっかりまた目を通していただきまして、また何かの機会のときに、活用していただきながら、またいろいろな、経営訪問等もございますので、こういうものを資料にしながら、いろいろ子供たちを見ていただいて、御指導いただければと思っておりますが、それでまたしっかり目を通してってください。よろしく願いいたします。この件についてはようございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり)では、一応、報告まで全部終わりましたので、あとは、先ほどの窪田先生の件については、さっき説明がありました、もう全て同意を得ましたので、一応ここでまた窪田先生よろしく願いしたいと思えます。

○窪田審議員 よろしく願いします。

10 その他

(1) 次回教育委員会の日時

○米良教育長 ここで進行のほう、課長のほうに戻したいと思えます。

○出田課長 はい。それではその他ということで、次回の教育委員会議の開催日時を決めていただきたいと思えます。次回の教育委員会議におきましては、第1回目、令和3年度第1回目の総合教育会議を予定しております。ですから開催時間は午後1時半からお願いしたいということで考えております。日程につきましては、26、27、28のいずれかからお願いできればと考えておりますので、そのいずれかで、決めていただければと思えますので、よろしく願いいたします。《協議中》では、次回の教育委員会議は令和3年4月27日、火曜日、3時からです。ただ当日、総合教育会議を予定しておりますので、総合教育会議は1時半を予定しておりますので、そのつもりでスケジュールのほうを開けていただきたいと思えます。私どものほうからその他につきましては以上でございますけれども、皆様方から何かございませんでしょうか。なければ、閉じさせていただきたいと思えます。それでは御起立願います。礼。これを持ちまして、令和3年第4回教育委員会議を閉じます。お疲れさまでございました。

《閉会 午後5時10分》